注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

２　収入印紙については、次によること。

⑴　複数の無線局を申請する場合は、２①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を申請書の余白に記載すること。

⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

３　該当する□にレ印を付けること。

４　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　別	記載する欄	備　考
１　免許状の再交付の申請の場合	１　２（注）　３	（注）　特定無線局の免許状の再交付申請の場合は、２①の欄は無線局の種別を記載することとし、局数の記載は要しない。また、２②の欄の記載は要しない。
２　登録状の再交付の申請の場合	１　２（③　④）　３	

５　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。